

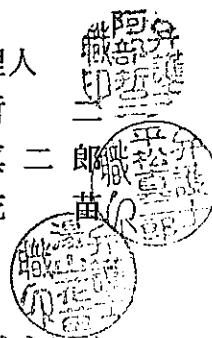
本訴平成26年(ワ)第29256号
反訴平成27年(ワ)第25495号
本訴原告(反訴被告) 阿部 宣 男
本訴被告(反訴原告) 松崎 参

準備書面(14)

2016年9月16日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

本訴被告(反訴原告) 訴訟代理人
弁護士 阿部 哲 一
同 平松 真二郎
同 湯山 花 苗



一本訴原告準備書面(11)に対する反論—
(本訴原告を単に「原告」、本訴被告を単に「被告」と記載する。)

第1 能登町との関係における主張に対する反論

1 原告のクロマルハナバチの飼育・研究について

(1) 「ホタルと関係なく公務として認められてきたこと」について

原告は、「板橋区は、ホタル館におけるクロマルハナバチの飼育は、ホタル飼育とは切り離して、純粹にそれ自体が区の業務と扱ってきたもの」と主張している。

しかし、ホタル館において、ホタルとは関係なくクロマルハナバチ飼育が公務として認められた事実そのものが存在しない。ホタル館で飼育されていたクロマルハナバチが、原告が退職した後に、私物として原告に返却されており、原告自身も返却されたハチを受領している事実からして、ハチ飼育が公務であることを、原告自身が否定しているのである。

ア 議会答弁への反論

(ア) 原告はハチ飼育がホタルとは関係なく公務だったという根拠として、平成24年10月31日の区議会決算特別委員会における当時の資源環境部長・大迫氏の答弁の存在を指摘する。

しかし、この大迫部長の答弁も、ホタルとの関係という範囲内でのみハチ飼育が認められていたという板橋区や被告の説明となんら矛盾するものではない。

板橋区の立場は、ホタル飼育にハチが役立つのであればハチ飼育を認め、そのなかでハチ飼育技術が全国の農業に役立つのであれば、副産物としてその活用を妨げるものではない、というものに過ぎず、積極的にハチ飼育を推進していたわけではない。

そもそも、原告がいう「農業分野での活用を目標とした独自の公益的意義」なるものを実現することは、原告が所属していた資源環境部の所管事務ではない。板橋区には農業委員会もあるが、そこでもクロマルハナバチ飼育は事業化されていないし、もちろん予算化もされていないのである。(イ)また、区議会においても、ホタル館でのハチ飼育が許容されていたわけではない。

2010年10月29日の決算調査特別委員会では自民党の菊田順一議員が、ホタル館でのクロマルハナバチ飼育を次のようにきびしく批判している(乙30)。

「クロマルハナバチ、このハチを飼うために、何で正規の職員、業務の職員、再任用の職員、3人がかりでハチの世話をやらなきゃいけないんですか。

私は50歩譲って、例えば仕事を終えた後に、関連性があるからって本人が研究してやるというんなら、まだ理解はできるけども、日中の仕事中にだって、今、カワニナなんか水槽見ていれば、そんなに変化なければ手を加えなくたっていい。だからその時間をハチに持っていったら。だからその点ではやはりきちんとしないと、だってあれでしょう。分掌的なことを部長のほうで認めたというなら何をか言わんやけども、認めないものをやったら、これはあれでしょう。職員の規律違反というか、罰則規定にもかかわるんでしょう。やはり大学の研究室でやるようなものを蛍の飼育室でやるというのが、ちょっと飛躍的じゃないか。

げすの勘ぐりかもしれないけど、じゃ、今度はこのクロマルハナバチで博士号をとるんですか。自分の研究の財産にするんですか。げすの勘ぐりということはあるけど、我々はそう思っちゃう。本来やるべきことをやる。だけど勤務時間だってあるんだから、その後でそういうものを別個に研究するというのは、これは許されることだろうと思うけども、執務中にほかの職員を巻き込んでハチを飼うということは、私は認めるべきではない。学說的にどう、茨城大学で土壌が一緒だとか何かって、それだったら大学にお願いして、大学で結論出してもらえばいいんですよ。何であそこでやらなきゃならないのか」
この批判に対して、大迫部長自身は下記のとおり答弁している。

「(ホタルは)非常にデリケートな生き物でして、本人の実際ハチとのかかわり合いは、そのハチのフェロモン抽出と、それを水に溶かして土に噴霧すると。噴霧というのは吹きかける、この範囲内だけしか私どもも認めないと。それ以上のことをやるのであれば、それは職務命令違反だと、こういう厳しい態度で本人には今後とも臨みたいと思います。また、飛躍的に何もかもというふうに、その論理のもとに自分の事務を逸脱することも、これは管理者として絶対やらせない、こういった中で蛍を飼育していただきたいというふうに思っております。」

このように、あくまでもハチ飼育はホタル飼育との関連にきびしく限定しているのであり、ハチ飼育はホタルと関係なく公務として認められていたことは全くないのである。

イ セイヨウオオハナマルバチの飼育許可申請について

被告は、板橋区から報告を受けたことがなく、その経緯の詳細を知る立場にない。しかし、これも「ホタルとハチは共生関係にある」との原告の報告をうけていた板橋区が、「ホタル飼育に関係する範囲内」という条件も下で板橋区が当該許可申請を提出していたとしても、なんら矛盾するところはない。

ウ 原告の指摘する各行為について（原告準備書面5～6頁①②③）

これらの原告の行為は、管理職の事前了解を受けることなく行われてことも多く、管理職は事後に知らされ、事後了解せざるを得なかったことが多かった。また、ハチの飼育指導依頼についても、ホタル飼育に役立つという範囲内という限定があったにせよ、ハチ飼育をしていた事実はあるのだから、その範囲で他団体に協力することはあり得るが、それをもって、ハチ飼育はホタルとは無関係の独自の公務であったとはいえない。

なお、原告は、懲戒免職取消請求裁判の尋問において、「勤務時間中にハチの研究を行っていたのか」という趣旨の問いに対して、「勤務期間中はないですね」と回答している。また「板橋区から、(ハチの共同研究者とされる)武蔵野種苗園の綾部さんとハチの研究を行うように指示を受けていたのか」という問いに対しても、原告は「ないです」と明確に答えている（平成26年（行ウ）第256号，原告・阿部宣男，本人調書，平成28年5月16日調書58頁，59頁，乙31）。

これらの回答はハチ研究が公務でなかったことを原告自らが認識していたことを示すものである。

(2) 「板橋区は経費削減による利益を受けていること」について

板橋区環境課参事の井上正三氏は、被告の問い合わせに対し、大迫部長

(当時)が平成24年10月31日の区議会決算特別委員会で「クロマルハナバチにより…経費も削減できました。」との答弁があったとしつつも、「なお、事実確認がなされていたかは不明です」と回答している(平成28年3月30日「ホテル生態環境館に関するご質問への回答」,乙32)。

このように、板橋区において原告の主張する経費削減の効果についての検討はなされておらず、経費削減の因果関係は明らかではないのである。

(3) 「原告のクロマルハナバチに関する研究成果についての被告の無理解」
について

ア クロマルハナバチのフェロモンについて

原告は、「クロマルハナバチの飼育によってできた用土を、ホテルの飼育に利用することで、それまでホテル飼育でしようしていたろ過材等が不要」になったことが「客観的な事実」と主張するが、これは単に原告がそのような「効果」を他の区職員や区議に伝え、それを聞いた職員や区議が信じていたというに過ぎないのであるから、効果が客観的に実在するわけではない。そもそも「クロマルハナバチのフェロモン」について、原告がどのような研究をしていたのかも明らかにされていないうえに、研究成果が観察記録や論文の形で発表されたことがない。ハチの用土とろ過材が不要になった因果関係も何ら科学的な説明がないのである。

原告は、準備書面(7)では「女王蜂が越冬のために巣を作ることで、その周囲の土壌にそのような(抗菌作用のある)バクテリアが繁殖」(原告準備書面(7)5頁)すると説明していたが、準備書面(11)では「クロマルハナバチのフェロモンが、その有機物を分解する酵素となることで、土壌細菌が繁殖」(8頁)と説明する。

しかし、フェロモンとは「動物の組織で生産され、体外に分泌放出されて同種他個体に特有な行動や発育分化をおこさせる活性物質の総称」(岩波生物学辞典第4版)であるから、異種の生物であるバクテリアを繁殖させる物質はハチのフェロモンではない。もっとも、原告自身、懲戒免職取消請求裁判の尋問(平成26年(行ウ)第256号,原告・阿部宣男,本人調書,平成28年5月16日,調書61頁,乙31)において、「フェロモンという言葉では本来ないんです。抗菌物質という言葉なんですけど」と述べているが、効果をもたらす原因物質について「フェロモン」と言ったり「抗菌物質」と言ったりして、用語の統一すらできていないことは、原告が「フェロモン」など、生物学や昆虫学に対して基本的な理解・知見も有していないことを示すものである。

なお、原告の実践に照らしてみても、原告の説明には矛盾がある。甲第9

5号などに示された「ホタル飼育施設管理日誌」に記載されているのは「クロマルハナバチ♂よりフェロモン抽出」と作業で、「オスのフェロモン」を抽出したことになっているが、準備書面（7）では「女王蜂（メス）」の周囲の土壌でバクテリアが繁殖されることになっており、説明に矛盾が生じている。

イ「日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法」について

被告が、マルハナバチ飼育に関する原告の特許申請が「拒絶査定」を受けている事実を指摘したことに対し、原告は、「国内外での模倣を防ぐために、発明した技術を、あえて特許化しないということは、決して珍しいことではないのであり、当該技術が特許として価値がないために認められなかったというものでは決してない」として、研究の存在意義を否定するものではないと主張している。

しかし、クロマルハナバチに関する「特許権」は原告が当事者となっている能登町公社との契約（乙6号証「売買契約書及び秘密保守契約書」）においても明記され、契約相手の「イノリー企画」が「特許権の一部を譲り受け」ている（第1条）ことが前提の契約となっている。その重要事項である「特許権」が「拒絶査定」を受け、権利化が実現していないことは、契約当事者である能登町公社にとって重大な不利益につながるものである。

「拒絶査定」は契約期間中に下されたものであるから、原告はその事実を能登町側に報告する義務があったというべきであるが、能登町議会は、被告からの問い合わせに対し、『平成23年4月1日能登町ふれあい公社とイノリー企画で締結された「売買契約及び秘密保守契約書」第1条に記載されている「日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法」が特許庁より平成23年6月1日付で「拒絶理由通知書」が出され、同年10月5日に「拒絶査定」を受けていた事実について、能登町議会においては、周知されてなく認識していなかった。』と回答している（能登町議会、議第50号、平成28年5月12日、「能登町ふれあい公社のクロマルハナバチ飼育事業に関する事実確認について（回答）」、乙33）。

このように、原告が能登町との契約締結において、「特許権」を有しているか否かは重要な事実であったにもかかわらず、「拒絶査定」されていることを伝えずにいたこと自体が問題なのである。

なお、原告は、「拒絶査定」後も、大学等からの視察は後を絶たないなどと主張しているが、「拒絶査定」の事実を公表していないのだから、それを知らずに来訪者があるのは当然であり、視察があったことをもって技術が実在していたことの証明にはならない。また、原告は、技術の詳細が一般に公開されることを避けるため、あえて「拒絶査定」を受け入れたと主張するが、

「模倣を防ぐ」というなら、「審査請求」を行わない選択もあり、原告の主張が反論足り得ないことも付言しておく。

(4) クロマルハナバチ研究者の話

山形大学の横山潤教授は、原告のクロマルハナバチ特許について、以下のようにコメントを寄せている（乙34）。以下のコメントからも、原告のクロマルハナバチについての研究内容および方法について、論理的・科学的なものでないことは明らかである。

① クロマルハナバチの休眠期間について

短縮することは可能だが、原告が雑誌等（甲56-2）で書いている「わずか3～7日で目覚めさせる」というのは短すぎる。

高濃度の二酸化炭素に30分程度暴露するのを2日間ほど繰り返す方法で休眠を回避するやり方もすでに報告されているが、これは低温処理の人工休眠よりコロニーサイズが小さくなってしまふのだそうで、商業コロニーの生産には用いられていない。しかもこの場合むしろ休眠の必要がなくなるので、わざわざ短い休眠を施す意味がなくなる。

② ナノ銀の餌への混入について

微生物の繁殖を抑える目的があろうかと思われるが、ナノ銀の殺菌作用が銀イオンで成し遂げられているものであるなら、微生物にだけ選択的に悪い影響があるとは考えにくく、量によってはハチにも悪影響があると考えるのが自然である。

③ 水没によるハチの休眠について

①で述べたように、低温に人工休眠の代わりに、二酸化炭素処理を行って休眠の代わりにする手法がすでにある。原告は、水没によって窒息させて、それを模しているのかもしれないが、休眠回避に用いる二酸化炭素の濃度は非常に高い（65%以上）ので、水没させたくらいで達成できる濃度ではありません。

2 「原告は権限なく能登町の事業に関与したものではないこと」に対する反論

(1) 「被告の主張の悪質さについて」の反論

原告は、被告が平成26年3月7日の区議会本会議における坂本健区長の答弁を引用したことを、「欺瞞的で悪質極まりない」と主張する。しかし、そもそもこの区長答弁は被告自身が行なった質問に対するものであり、答弁の意味を理解するにはどんな質問に対する答弁だったのかをみるのが当

然必要であるのに、原告は質問趣旨をかえりみることをせずに、区長の語順だけに頼って、自らに有利なように解釈しているにすぎない。

なお、区長答弁に先立つ被告の質問は次のとおりであった（乙35）。

『ホタル館に関する疑惑は、ホタル飼育に関することだけではありません。数々の営利行為や商品販売が、「板橋区ホタル生態環境館との共同開発」と広告され、「ホタル館館長」「ホタル博士」の肩書とともに前担当職員の名前を冠して行われています。

その中には、さきの補正予算総括質疑で示されたような「ナノ純銀が放射線をエネルギーに変える」などとしたナノ純銀簡易飲料ろ過セットなど、科学的根拠がでたらめな、いかがわしい商品も含まれています。また、全国各地でホタルの住む人工せせらぎがつくられる場合でも、前担当職員の名前がセールスに利用されています。

さらに、ホタル館では、ホタルとの共生関係があるからと区から飼育が許可されていたクロマルハナバチが、受粉用して農家に販売され、その広告チラシには「飼育・開発 板橋区ホタル生態環境館」と明記されています。こうした商品は、板橋区という自治体の信用を利用して売られています。それを信じて購入する人も少なくないはずで、板橋区ホタル館を看板、広告に使った商品や事業は、板橋区とは無関係であることを区の広報やホームページなどで区民に周知すべきではありませんか。

これからの営利行為には、ホタル館にボランティアスタッフとして出入りしている複数の人物が関与していることが考えられます。特にクロマルハナバチの販売については、区民環境委員会でも多額の金銭がボランティア名義の銀行口座に振り込まれていたと報告されています。ホタル館に出入りするボランティア、団体、営利企業との関係を、その名前も含めて明らかにしていただきたいが、いかがですか。』（2014年3月7日：平成26年第1回定例会（第3日））

この質問のなかで、被告は、クロマルハナバチの商品化が板橋区とは無関係であることを区民に周知することを求めており、その要求に対する答弁が「能登町によるクロマルハナバチの飼育販売事業に関する」ことは明白である。

坂本区長の答弁で当該部分の後に「最後のご質問であります。クロマルハナバチの販売についてのご質問であります」と述べているのは、被告の質問では、クロマルハナバチについて、①ナノ純銀簡易飲料ろ過セットやクロマルハナバチ販売事業が板橋区と無関係であることを区民に周知すること、②クロマルハナバチ販売事業に関係した人物、団体を明らかにすることの2点の質問から構成されていたため、区長の「最後のご質問であ

ります」の発言は、2点の質問を明確に区分するためのものである。

(2) 「板橋区には能登町の事業に協力していることの認識があったこと」の反論

原告は、「能登町の事業に対する協力は、板橋区にとっては収益事業ではない」と主張しているが、他自治体の収益事業に板橋区が一方的に秘密裡に協力していたとすれば、それこそ大問題である。

クロマルハナバチを能登町の収益事業とするのであれば、それは能登町の予算で執行されるべきことである。それに板橋区が関与することは、区の行政目的から逸脱することであり、公金支出の多少にかかわらず、主権者である区民に説明されるべき事項であることは当然である。そうであるにもかかわらず、事前にも事後にも、今日にいたるまで、能登町と契約を結ぶような関係は区から報告はないし、事実だとする証拠もない。

3 「被告が論点をすり替えていることについて」の反論

(1) はじめに

- i 被告は、原告が板橋区に無断で能登町公社と結んだ契約（乙6号証「売買契約書及び秘密保守契約書」）は、詐欺に等しい行為だと認識しており、詐欺に該当するかどうかを含めて、真相を明らかにすべきだと考え、発信している。「館長」という正式には存在しない肩書や公印ではなく私印を用いたことは形式的にみても、板橋区の了解なく締結された契約書であることを示しているのである。
- ii 被告は、原告がイノリー企画に便宜供与を行っていたと認識している。
- iii イノリー企画と原告との業務提携契約書（乙9号証）は、原告自身が虚偽の書類であったことを認めているが、こうした虚偽の書類を用いて能登町の税金を支出させた行為は詐欺にあたる疑いがあると被告は認識している。実際に、能登町の予算を決定する能登町議会は、被告に対して「『売買契約及び秘密保守契約書』締結の際に添付されたイノリー企画と阿部宣男氏との平成21年7月1日付『業務提携契約書』についての虚偽であったかという事実関係については、周知されてなく認識していなかった。」と回答している（乙33）。

乙6号証及び乙9号証について、原告は、いずれも、能登町側の要望に基づくものであると主張するが、乙9号証について能登町議会は虚偽の文書であったことを周知されていないまま、乙6号証の契約内容を承認し予算化を決定したのであり、能登町は原告の虚偽を信じ公金を支出したことに他ならない。

このように、原告が不正を働き懲戒処分を受けていることから、かかる事実に基づき、被告は発信をおこなってきたのである。

(2) 抗弁の位置づけ

ア 原告の指摘する被告の発言（不正にかかわる名誉棄損行為）

原告が「不正」に類する事実摘示による名誉棄損であるとして主張する被告の論評としての行為は以下のとおりである（被告準備書面(3)の3頁、再掲）。

(ア) 平成26年4月4日 Facebook（甲1・104頁）

『板橋区を懲戒免職されたホテル博士・阿部宣男さんが、「処分は不当」と訴えた記者会見でマスコミに配布した資料を見て驚きました。これでは、「事実証拠」どころか「犯罪の証拠」です。能登町の公社との契約に「板橋区ホテル生態環境館館長」と捺印していますが、「館長」は単なる通称にすぎず、板橋区にはホテル館「館長」というポストは存在しません。また阿部さんには板橋区を代表して他団体と契約できる権限はありません。館長でもないのに「館長」と偽って契約したのはまるで、詐欺です。』

(イ) 同年4月19日 Facebook（甲1・89頁）

「区民をだまし、特定業者に便宜供与し、不正を行った公務員は弱者ではありません」

(ウ) 同年5月15日 Facebook（甲1・54頁）

「板橋区ホテル生態環境館（旧・ホテル飼育施設）の元飼育職員（ホテル博士）が関わった他団体のホテル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの。」

(エ) 同年6月9日 Facebook（甲1・35頁）

『板橋区の元職員の阿部宣男さんが、懲戒免職処分を不服として区長を提訴しました。元職員の会見を報じた新聞には「訴状では『区の決定を受けずに業者とクロマルハナバチの飼育で業務提携した』とする区の処分理由について、この業者の設立は2012年夏で、阿部さんが業者と契約書を結んだと区が説明する09年7月にはこの業者は存在しない、などと主張した」（朝日新聞6月6日）と書かれています。しかし、09（平成21）年7月の契約書は、阿部さんが示したもので、阿部さんも3月の会見でマスコミに配布した資料です。「09年7月に業者は存在しない」というなら、阿部さんが能登町を欺き、契約書の日付を偽造したことも疑われます。もともと、この業者には法人としての実態がないので、設立日などは、どうにでも主張できます。』

そして、原告は、かかる被告の Facebook 上での発信行為について、原告があたかも詐欺や公文書偽造などの行為を行ったかのように指摘し、原告が犯罪行為を行った反社会的人物であるかのような評価を与え、あるいは原告が、区の業務命令に基づかず、独自の行為を行い、あたかも権限外行為をしたかのような評価によって、原告の品性、信用を失墜させたと主張する。

イ「能登町を騙す詐欺」「特定業者に便宜供与」という表現行為との乖離という指摘について

原告の主張する契約書の作成経緯について、そもそも能登町の要望に基づくものであるという点や、原告が上司の承諾を得て作成しているということについて、あくまで原告側の主張を前提にすると抗弁とならないという話に過ぎない。被告は、上述のとおり、原告が「特許権」を有していないにもかかわらず、また、権限がないにもかかわらず、契約書を作成し、行使したことは、能登町から公金を支出させる行為は詐欺を疑わせる問題行為であるという認識のもと、発言をしたのである。

「能登町側の要望に基づく」という事実は、能登町議会が「周知されていなかった」と回答しているとおおり、能登町という団体の意思としては存在しない。また、原告は、能登町との契約について、所管課の上司である川平元係長に承諾を得ている旨主張しているが、そもそも係長職には他団体との契約締結について承諾を与える権限はない。しかも川平係長自身は、平成26年（行ウ）第256号懲戒処分取消等請求事件裁判において陳述書を提出し、また以下のとおり証言し、原告に承諾を与えてことを明確に否定している（乙36）。

『原告は、ハチに関して、イノリー企画と「業務提携契約」を締結したり、イノリー企画や能登町ふれあい公社と「売買契約書及び秘密保守契約書」を締結する際に、私に相談・報告し了承を得た、と主張しているようですが、そうした話は初耳で、私は了承したことは勿論、相談を受けたこともありません。ハチは、ホテルの飼育に有益な限りでその飼育が認められていたに過ぎませんから、ハチの売買に関して何らかの契約を締結することは、明らかにホテル施設の業務の範囲を超えることとなります。仮に原告からこのような相談や報告を受けたとすれば、絶対に了承しないと思います。』

ウ また、イノリー企画は、法人としての実態はなく、ハチ飼育販売は実際には原告とその協力者によっておこなわれてきた。法人としての実態はなくとも、形式的・表面的には「法人」として「イノリー企画」という企業名で呼ばれていたのだから、板橋区が原告の懲戒免職理由にあげ

ていた「便宜供与」という用語を使い、被告が原告と「イノリー企画」との関係性を「特定業者に対する便宜供与」と表現したものである。

(3) イノリー企画の所在地について

「イノリー企画」という私的企業が、板橋区が所有管理する公的施設を区に無断でその所在地として利用することは、公共財産の公平な管理の面から許されない。しかも、所在地を「板橋区ホテル生態環境館」と称することで、板橋区が公認しているという錯誤を相手に与えかねないのであるから、仮に刑事事件としての犯罪に当たるとまではいえないにしても、きびしく批判されるのは当然である。

原告は、「一時的に、その書類上の住所をホテル館とただけ」と主張するが、たとえ一時的であったにせよ、不実記載が不正行為であることにかわりはない。また、「イノリー企画」代表は2014年2月に被告と面談した際に提示した名刺には事務所所在地としてホテル館の住所が記載されていたのであるから(乙37)、「一時的に、その書類上の住所をホテル館とただけ」という主張そのものに誤りがある。

第2 小山町とのやり取り及びホテル再生事業に関する主張に対する反論について

1 はじめに

原告は訴状において、被告が「不正」にかかる名誉棄損をおこなったとして、原告の懲戒免職処分の際しておこなった被告のフェイスブック上での発信行為を問題したため、懲戒免職処分の理由となった事実のうち、被告が発信した事実に関する点を主張した(被告準備書面(3))。

被告の発信行為のうち、とりわけ、ウの発信行為については、被告が原告の懲戒免職処分を知り、そこで不正が行われていた事実を認識したことから、被告自身で調査をすすめる、能登町及び小山町以外にも不正を疑わせる事実が発覚したため発信したのである。

したがって、ウの表現行為に対し、小山町についての主張は、そのまま抗弁となるわけではないが、発信した動機や真実性及び真実相当性に関連性はある。

そこで、ウの表現行為に対応する主張を、次回行う予定である。

以下、原告主張に対する反論のみ言及する。

2 ウの表現行為について

(1) ウの表現行為が意味する内容

ウの表現行為とは、被告が、平成26年5月15日にフェイスブック上に記載した記事で、原告がかかわった板橋区以外でのホテル再生の取り組みの中で原告が板橋区に無断で行ったものについて、被告が同年5月12日までに、主にインターネット上に残された記録を調べた結果を列挙したものである。

この記事では14例を限定列挙して記載したが、静岡県小山町に関する事例は含まれていない。

原告は、この記事が「フェイスブック上のものであり、『…もっと見る』をクリックしなければ、その他の記述が画面上に表示されない」から、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、「原告がかかわったホテル再生事業はいずれも板橋区の承認なく原告の独断でなされたものである、という印象を読者に対して与える」と主張するが、『…もっと見る』をクリックする必要があるか否かの文字設定は被告が行うものではないし、当該記事はフェイスブック利用者に向けて発信したものであるから、読者は当然『…もっと見る』のクリックボタンの使い方は知っているはずで、記事に関心があればクリックして全文を読むと想定できるし、関心のない者はクリックせず続きも読まないだろうが、もともと関心がないのだからどんな記事なのか読んでもいないことになる。

(2) 「板橋区議会における議事録」について

2014年1月27日、すなわちホテル館での実態調査が行われる以前の議会答弁は、ほとんど実質的には原告からの情報にもとづく質疑となっているので、客観的な評価とはなりえない。

議員の質問も部長答弁も原告の主張をほぼ踏襲したものである。

ホテル館に批判的な議員質問に対しては、区側は原告の主張とは別の本来の行政目的に即して答えている。

1月27日の実態調査へのつながる区の内部調査は、原告に導かれたそれまでの部長答弁とホテル館の実際の状況が目に見えるほど乖離してきたからだといえる。

原告は、特定業者への便宜供与、他団体との契約、ナノ銀放射能低減というニセ科学の推奨などという不正・非行を、板橋区の了解もしくは公認のもとで行ってきた主張しているが、被告自らの調査活動によっても、板橋区の了解があったという事実はなかったのである。

以上